池田町いのち支える自殺対策計画

平成31年3月 岐阜県 池田町

## はじめに



全国の自殺者数は、平成10年以降、年間3万人を超える水準で推移してきました。 こうした中、平成18年に自殺対策基本法が制定され、国を挙げての取り組みが行われた結果、 平成22年以降は減少傾向にあります。しかし、未だ毎年多くの尊い命が自殺によって失われているという厳しい現実を重く受け止め、更なる自殺対策の推進が必要とされます。

自殺の多くは、健康上の問題のみならず、過労や失業、介護疲れ、生活困窮、いじめ、社会的 孤立等といった様々な原因及び背景があり、それらの要因が複雑に連鎖する中で起きているこ とが知られています。自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こり得ることであり、個人 だけの問題ではなく、広く社会の問題であるという認識のもと、多様な関係機関との連携によ る「生きることの包括的な支援」の実施が求められます。

こうした背景や趣旨を踏まえて、本町におきましても、「誰も自殺に追い込まれることのない 池田町」の実現に向け、地域の実情に即した「池田町いのち支える自殺対策計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、行政をはじめとして、町民、地域、関係機関・団体等が連携して、 自殺対策の推進に取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願 い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご指導をいただきました「池田町いのち支える自殺対策ネットワーク会議」の委員の皆様をはじめ、関係各位の皆様に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

# 目 次

第1章	計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4. 計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章	池田町の自殺の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第3章	いのち支える自殺対策における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・1	C
	1. 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	O
	2. 基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1
	(1) 地域におけるネットワークの強化・・・・・・・・・・・・・・・1	1
	(2) 自殺対策を支える人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1
	(3) 町民への啓発と周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1
	(4) 生きることの促進要因への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	2
	(5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育・・・・・・・・・・・・・1	4
	3. 重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	4
	(1) 高齢者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	4
	(2) 生活困窮者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	5
	(3) 勤務・経営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	6
	4. 生きる支援関連施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	6
第4章	自殺対策の推進体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	2
	資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	3
	1. 自殺対策基本法(平成28年4月1日改正)・・・・・・・・・・・・2	3
	2. 自殺総合対策大綱(概要)(平成29年7月25日閣議決定)・・・・・・・・・2	8
	3. 池田町いのち支える自殺対策計画 策定経過・・・・・・・・・・・2	9
	4. 池田町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱・・・・・・・・・・・・・3	O
	5. 池田町いのち支える自殺対策ネットワーク会議設置要綱・・・・・・・・・・3	2

## 第1章 計画の概要

#### 1. 計画策定の趣旨

日本の自殺死亡者数は、平成10年以降、3万人を超える状況が続いていました。平成18年に自殺対策基本法が施行され、それまでは「個人の問題」と認識されがちであった自殺は「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向となり着実に成果を上げているものの、現在でも自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高い状態が続いています。

そこで、地域レベルでの自殺対策をさらに推進するため、平成28年4月自殺対策基本法が改正され、 全ての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

### 2. 計画の位置付け

この計画は、自殺対策基本法第13条2項に基づき本町の状況に応じて策定するものです。

また、平成29年7月に改定された「自殺総合対策大綱」の基本理念及び平成30年10月に策定された「第3期岐阜県自殺総合対策行動計画」を踏まえ、池田町の自殺対策を推進していくための総合的な計画です。同時に、「池田町第五次総合計画」と整合性を持ち、自殺対策に関連する他の計画とも連携を図ります。

# 図1 計画の位置付け 【池田町】 池田町第五次総合計画 【国】 自殺対策基本法 池田町いのち支える自殺対策計画 自殺総合対策大綱 【岐阜県】 第3期岐阜県自殺総合対策行動計画 自殺対策と関連性の高い計画 ●いけだ いきいき健康プラン21 (池田町健康増進計画) ●池田町子ども・子育て支援事業計画 ●第三次池田町地域福祉計画· 第四次池田町地域福祉活動計画 ●池田町障がい者福祉計画

## 3. 計画の期間

「自殺総合対策大綱」がおおむね5年に1度を目安として改定されていることから、この計画の期間は、平成31年度(2019年度)から平成35年度(2023年度)までの5年間とします。また、国の動向や社会情勢の変化、施策の進捗状況や目標達成状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 図2 計画の推進期間

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
	(H30 年度)	(H31 年度)	(H32 年度)	(H33 年度)	(H34 年度)	(H35 年度)	(H36 年度)
池田町いのち支え る自殺対策計画	策定		計画	期間 5年	間		次期計画
	· ·					/ <i>/</i>	

## 4. 計画の数値目標

「自殺総合対策大綱」では、平成38年(2026年)までに平成27年と比べて自殺死亡率を30%以上減少させることを目標としています。

池田町においては、平成21年から平成28年において平均して毎年約5人が自殺により亡くなっている状況に伴い、平成31年から平成34年の平均自殺者数が、平成21年から平成28年までの平均自殺者数より50%以上減少させることを目標とし、「誰も自殺に追い込まれることのない池田町」の実現を目指します。

## 第2章 池田町の自殺の現状

## <自殺実態の分析にあたっての留意事項>

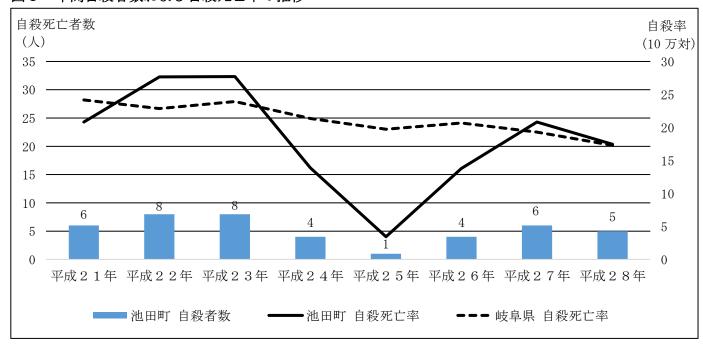
- ●町の自殺実態について、厚生労働省「人口動態統計」、自殺総合対策推進センター(※)が自治体毎の自 殺実態を示した「地域自殺実態プロファイル 2017」、「池田町健康増進計画 いけだ いきいき健康プ ラン21」中間評価のための住民意識調査結果を元に分析を行いました。
  - ※自殺総合対策推進センターとは・・・平成28年4月1日に施行された改正自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むためのエビデンスの提供及び民間団体を含め地域の自殺対策を支援する機能を強化することを目的として設立された厚生労働省所管組織。
- ●統計中の自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺死亡者数を表します。

●「%」については、小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳を合計しても100%とならない場合があります。

## 1. 年間自殺死亡者数および自殺死亡率の推移

平成21~28年の間に自殺で亡くなった人は合計42人で、年間平均の自殺者数は5.3人となっています。また、自殺死亡率の8年間平均は21.2で、岐阜県の平均21.2と同率となっています。自殺者数は年により増減が大きく、着実に減少しているとは言い難い状況です。

#### 図3 年間自殺者数および自殺死亡率の推移



出典:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

## 2. 性・年代別自殺死亡者数 (平成21~28年の8年間累計)

8年間累計の自殺者数42人の男女別内訳は、男性31人、女性11人であり、男性の割合が73. 8%と多くなっています。

年代別では、50歳代が最も多く、その中でも特に男性が大半を占めています。また、60歳以上の高齢者層も多く、60歳以上だけで42.9%となっています。 $40\sim59$ 歳を合わせると81.0%となっています。

80歳以上 ■ 70歳代 60歳代 50歳代 ■男性 40歳代 1 口女性 30歳代 20歳代 20歳未満0 2 0 6 8 10 12 (人)

図4 性・年代別自殺死亡者数(平成21~28年の8年間累計)

出典:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

## 3. 年齢階級別の死因順位(平成21~28年の8年間累計)

年齢階級別の死因をみてみると、20歳代では自殺が第1位となっており、30~50歳代においても第2位という結果になっています。

表1 年齢階級別の死因順位(平成21~28年の8年間累計)

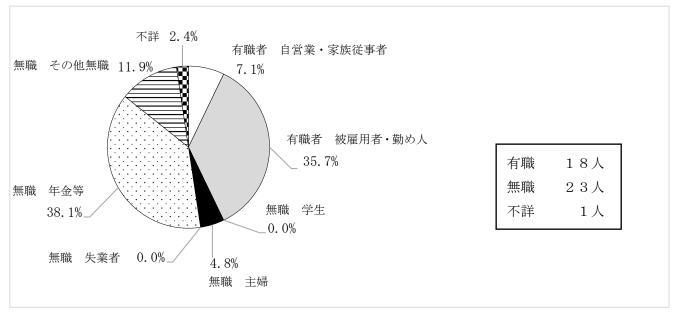
	第1位	第2位	第3位	第4位
20歳未満	不慮の事故	悪性新生物	なし	なし
20歳代	自殺	心疾患	なし	なし
30歳代	悪性新生物	自殺	心疾患	肺炎
40歳代	心疾患	自殺	悪性新生物、 脳血管疾患	不慮の事故
50歳代	悪性新生物	自殺	肝疾患、心疾患、 脳血管疾患	肺炎
6 0 歳代	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	不慮の事故
70歳代	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患
80歳以上	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患

出典:人口動態統計 「西濃地域の公衆衛生」に基づき作成

## 4. 職業別自殺者割合の状況 (平成21~28年の8年間累計)

有職者は42.8%、無職者は54.8%であり、やや無職者が多い状況です。有職者の83.3%は、被雇用者・勤め人となっています。

#### 図5 職業別自殺者割合(平成21~28年の8年間累計)

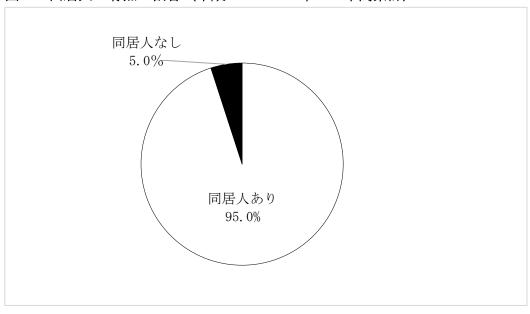


出典:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

## 5. 同居人の有無(平成21~28年の8年間累計)

同居人の有無別をみると、95.0%と大半に同居人がいるという結果になっています。

#### 図6 同居人の有無の割合(平成21~28年の8年間累計)



出典:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

## 6. 自殺未遂の状況(平成21~28年の8年間累計)

池田町の自殺死亡者のうち、亡くなる前に自殺未遂の経験があった人は、不詳であった人を除くと23.8%となります。大半の人は自殺未遂の経験なく自殺により亡くなっています。

表2 自殺未遂歴があった自殺死亡者の割合(不詳を除く)

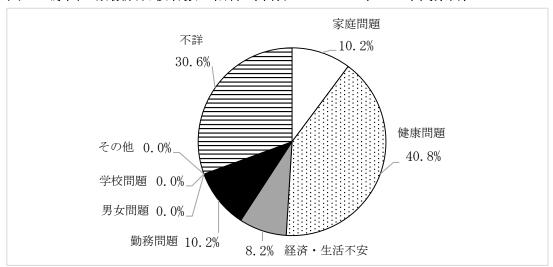
	自殺未遂歴あり	自殺未遂歴なし
池田町	23.8%	76. 2%
岐阜県	24.4%	75.6%

出典:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

## 7. 原因・動機別自殺者の状況(平成21~28年の8年間累計)

自殺者の原因・動機では、健康問題が40.8%と最も多くなっていますが、自殺の多くは、健康上の問題のみならず、過労や失業、介護疲れ、生活困窮、いじめ、社会的孤立等といった様々な原因及び背景があり、それらの要因が複雑に連鎖する中で起きています。

図7 原因・動機別自殺者数の割合(平成21~28年の8年間累計)



※自殺の原因・動機に係る集計は、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を3つまで計上。 出典:厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

## 8. ストレスの状況について

(「池田町健康増進計画 いけだ いきいき健康プラン21|中間評価のための住民意識調査より)

## 住民意識調査概要

調査対象:池田町在住の20歳以上800名を無作為抽出

調査期間:平成27年9月30日から平成27年10月19日

調査方法:郵送による配布・回収

回収状況:配布数800通 有効回答数370通 有効回答率46.3%

## ○この1か月間に不安・悩み・苦労などのストレスを感じたことはありますか。

## <全体の状況>

「ときどきあった」の割合が 33.2%と最も高く、次いで「 $1 \sim 2$  回あった」の割合が 27.8%、「ひんぱんにあった」の割合が 21.4%となっています。

## 図8 この1か月間に不安・悩み・苦労などのストレスを感じたことがあったかの回答(全体)

□ 全くなかった □ 1~2回あった □ ときどきあった

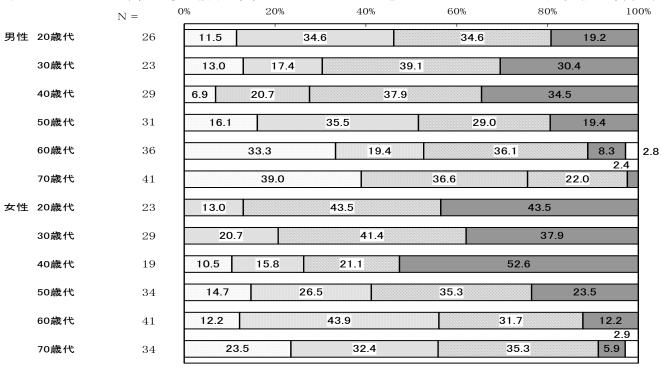
■ひんぱんにあった □無回答

N = 0% 20% 40% 60% 80% 100% 370 16.8 27.8 33.2 21.4 0.8

#### <性・年齢別の状況>

性・年齢別でみると、他に比べ、男性の 60 歳代以上で「全くなかった」の割合が高くなっています。また、男性の 40 歳代、女性の 20 歳代から 40 歳代で「ひんぱんにあった」の割合が高くなっています。

## 図9 この1か月間に不安・悩み・苦労などのストレスを感じたことがあったかの回答(性・年齢別)

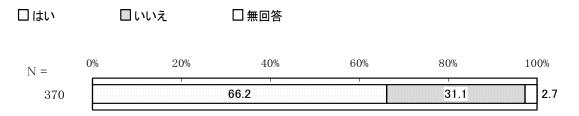


## ○自分なりのストレス解消法はありますか。

#### <全体の状況>

「はい」の割合が66.2%、「いいえ」の割合が31.1%となっています。

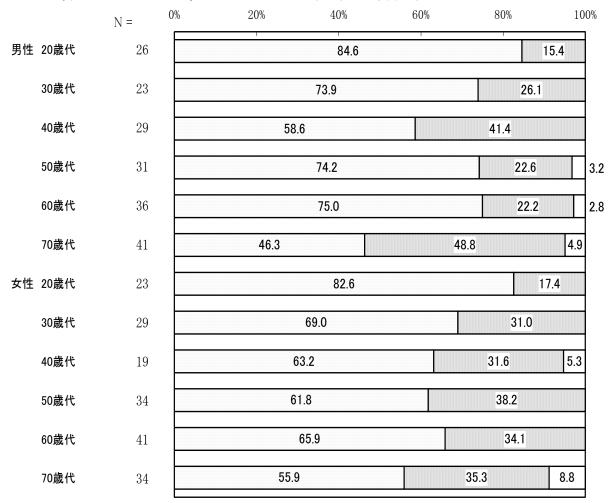
## 図10 自分なりのストレス解消法はあるかの回答(全体)



## <性・年齢別の状況>

性・年齢別でみると、他に比べ、男性の70歳代で「いいえ」の割合が高くなっています。また、男女ともに20歳代で「ある」の割合が高くなっています。

図11 自分なりのストレス解消法はあるかの回答(性・年齢別)



## 9. 池田町の主な自殺の特徴(平成24~28年累計)

表3 池田町の主な自殺の特徴(平成24~28年累計)

上位 5 区分	自殺者数	割合	自殺死亡率※	背景にある主な自殺の危機経路***
工作9区次	5 年計	百) 口	(10 万対)	(全国的にみられる傾向を例示)
1 位: 男性 60 歳以上無職同居	5 人	25.0%	50. 5	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ) +身体疾患→自殺
2 位: 男性 40~59 歳有職同居	5 人	25.0%	36. 3	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺
3 位:女性 60 歳以上無職同居	4 人	20.0%	25. 4	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4 位: 男性 20~39 歳有職同居	3 人	15.0%	31. 9	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック 企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自 殺
5 位: 男性 20~39 歳無職同居	1人	5. 0%	57. 6	①【30 代その他無職】ひきこもり+家族 間の不和→孤立→自殺/②【20 代学生】 就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順となっている。 \*\*自殺死亡率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。 \*\*\*「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考に、生活状況別の自 殺に多くみられる全国的な自殺の危機経路を例示。示された危機経路は一例である。

出典:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

- ・失業による生活苦や介護の悩み、職場環境の変化、身体疾患、家族間の不和などの自殺に至る危機経路 は様々なものがあります。
- ・上位3位までは40歳以上で同居者がいるということが共通しています。
- ・自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」では、池田町における自殺の特徴の上位3区分の性・年代等の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に、「高齢者」「生活困窮者」 「勤務・経営」を重点施策として推奨されています。

## 第3章 いのち支える自殺対策における取組

## 1. 施策体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロファイルにより示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、庁内の多様な既存事業を「生きる支援関連施策」と位置付け、より包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。

施策を展開していく中で、庁内の事業のみならず岐阜県とも連携を図り、広域的に施策や事業を実施することで、より効果的・効率的に取組を行います。

### 図12 施策体系

## 誰も自殺に追い込まれることのない池田町



## 5つの「基本施策」

地域で自殺対策を推進する上で欠かすこと のできない基盤的な取組

- ①地域におけるネットワークの強化
- ②自殺対策を支える人材の育成
- ③町民への啓発と周知
- ④生きることの促進要因への支援
- ⑤児童生徒の SOS の出し方に関する教育

## 3つの「重点施策」

池田町における自殺のハイリスク群と自殺 のリスク要因に沿った取組

- ◆池田町における自殺ハイリスク層
- ①高齢者 ②生活困窮者 ③勤務・経営

## 生きる支援関連施策

重点・基本施策以外のその他の「自殺対策(生きることの包括的支援)」の取組 庁内の既存事業を自殺対策の視点から捉え直し、各課・各組織の事業を連携

## <事業区分>

新規:新たに開始する事業 拡充:既に取り組んでおり、今後、更に自殺対策の内容を加え取り組ん

でいく事業

継続:既に取り組んでおり、今後も継続していく事業 (1) 地域におけるネットワークの強化

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
池田町いのち支える自殺対策 推進本部会議・幹事会	自殺対策について庁内関係部署と連携を図り、自殺対策 を総合的かつ効果的に推進するための会議を開催する。	継続	保健センター
池田町いのち支える自殺対策 ネットワーク会議	関係機関や専門家等を構成員とする池田町いのち支える自殺対策ネットワーク会議を設置し、連携して自殺対策 を推進するとともに、町の自殺対策に関する協議を行う。	継続	保健センター

## (2) 自殺対策を支える人材の育成

2. 基本施策

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
各研修会等の活用	区長や民生児童委員、食生活改善推進員、母子保健推進 員等の研修会の一部の時間を活用し、自殺対策に関する内 容を取り入れる機会を設ける。	拡充	総務課 健康福祉課 保健センター
町職員の研修事業	新任研修や職員全体研修の中で、自殺対策に関する内容を導入する。	拡充	総務課 保健センター
ゲートキーパー研修の受講を 推奨	○全町職員を対象としたゲートキーパー研修受講を推奨 町職員が各種手続き、相談対応の際に、早期に抱えている問題に気付き、必要な支援や相談先へつないだり、寄り添いながら見守り支援できる役割が担えるようゲートキーパー研修の受講を推奨していく。 ○各種団体を対象としたゲートキーパー研修受講を推奨 日頃から町民と接する機会の多い民生児童委員や地区組織、関係団体等を対象に、日々の活動の中で、抱えている問題に気付き、必要な支援や相談先へとつないだり、寄り添いながら見守り支援できる役割が担えるようゲートキーパー研修の受講を推奨していく。	新規	保健センター

## (3) 町民への啓発と周知

## ○リーフレット・啓発グッズの作成と周知

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
自殺予防週間(9月)、自殺対策 強化月間(3月)における啓発 活動	役場ロビーや保健センター等の町内各機関、コミュニティバスや温泉バス車内にポスターを掲示するとともに、町民一人ひとりがこころの健康や自殺予防の基本認識が持てるようリーフレット等の設置を行う。	拡充	総務課・企画課・保 健センター・池田 温泉・社会教育課
	町のマスコットキャラクター「ちゃちゃまる」を活用し PR 活動を実施する。	新規	企画課 保健センター
	各小中学校の図書館にて、こころの健康に関する書籍紹介やテーマ展示、ポスターの掲示等を実施する。	新規	学校教育課 各小中学校
	こころの健康に関する書籍紹介やテーマ展示、ポスター の掲示等を実施する。	新規	図書館
相談先等の情報を掲載したリーフレット配付	納税等の支払いや町営住宅への入居申請等の各種手続き、相談のため窓口を訪れた町民に対して、相談窓口を掲載したリーフレットを配付する。	新規	税務課・住民課・環 境課・健康福祉課・ 保健センター・保 険年金課・建設課・ 産業課・水道課・学 校教育課・社会福 祉協議会

## ○イベント等の機会を活用した啓発

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
町政報告会における啓発	町長が自ら地域に出向き、行政に関する意見等を聴き町 民と語り合う場において、自殺対策に関する内容を盛り込むことで町民への啓発の機会となり得る。	拡充	総務課
同和・人権啓発事務(人権啓発 事業)	年に1回実施する講演会の中で、自殺問題について言及 することで、自殺対策を啓発する機会となり得る。	拡充	健康福祉課
健康・福祉・エコフェアにおけ る啓発	自殺対策に関するパネル展示や啓発グッズの配布を行 うことにより、町民への啓発を図る。	拡充	保健センター
地区組織等健康教育・健康相談	健康教育の中で、こころの健康に関する内容を取り上げたり、相談先を掲載したリーフレットを配付することで、 町民への啓発を図る。	拡充	保健センター
出前講座	講座のメニューの中に、「池田町の自殺対策の取組に関すること」や「こころの健康」等を加えることで、町民への啓発の機会となる。	拡充	社会教育課

## ○メディアを活用した啓発活動

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
広報・ホームページ・ツイッタ ーを通じた広報活動	自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)に、こころの健康に関する内容を掲載することで普及啓発を図る。また、通年を通した相談窓口の周知を図る。	拡充	保健センター

## (4) 生きることの促進要因への支援

## ○相談体制の充実

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
人権相談	相談を受け問題点の洗い出しや対処方法を話し合う中で、相談者の心が安らかになること、相談機関や行政の支援を受ける方法を紹介すること、人権審判事件として取り上げ対処すること等により、いじめ、差別、暴力等に起因する自殺防止に寄与することもある。	継続	住民課
公害・環境関係の苦情相談	自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブル等が関与している場合や、住環境に関するトラブルの背景に精神疾患の悪化等が絡んでいる場合も少なくない。苦情や相談があった際、それらの問題を把握・対処する上での有益な情報源として活用し、苦情主や相談者の自殺リスクに気付き、関係部局との連携を図りながら問題の改善に向け対処する。	継続	環境課
保健福祉総合相談・案内窓口 業務	保健福祉に関する総合的な相談や案内等を実施する。相談者の中で、自殺リスクの高い者に対して、適切な支援先につなぐ等の対応を行うことで自殺リスクの軽減を図る。	継続	健康福祉課
定期健康相談·乳幼児相談· 栄養相談	育児や健康に関すること等の相談を実施することで、問 題解決のきっかけとなったり、不安の軽減を図る。	継続	保健センター
精神保健相談	精神障がいを抱える人と家族は自殺リスクの高い人が少なくない。個別支援を充実させ、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行うことで自殺リスクの軽減を図る。	継続	保健センター
県よろず相談支援拠点事業	消費生活上のトラブルを抱えた町民に対し、専門家への 相談機会を提供することで、問題解決のきっかけとなる場 を設け自殺リスクの軽減を図る。	継続	産業課
法律相談	生活上のトラブルを抱えた町民に対し、弁護士への相談機会を提供することで、問題解決のきっかけとなる場を設け自殺リスクの軽減を図る。	継続	社会福祉協議会

## ○居場所づくり活動

事業名	取組内容	事業区分	担当課·団体
地域子育て支援センター 児童館事業 子育て世代就労応援センタ	子どもが将来、自分を認め、「生きることは価値がある」 と思い自信を持ち生きていくためには、乳幼児期からの家 庭内での保護者との関わりが重要となる。子どもが家庭の 中で、子どもの頃から愛情を受けて育ったと感じ、自己肯定	継続	健康福祉課
ぴよぴよ広場 2歳児教室	感を育んでいけるよう、乳幼児期の子をもつ保護者と接する機会に個別相談や啓発活動等の総合的な取組を行う。 保護者が集い交流できる場を設け、育児に関する相談に 様々な専門機関と連携しながら応じることで、育児負担の 軽減を図る。また、問題を抱えた保護者がいた場合には、適 切な相談窓口につなげ支援を実施する。	継続	保健センター
公園の管理・設置	居場所づくりとして、町民が集いやすい場所としての機 能を果たせるよう整備をする。	継続	建設課 総合体育館
生涯学習振興事業	公民館等で生涯学習の場を提供したり、活動支援を実施する。 町民が気軽に集える事業を展開することで居場所づくりともなり、様々な活動に参加することで生きがいづくりともなる。また、地区公民館等に多くの町民が集い、互いの様子を気遣い、悩みを話し合う場ともなり、孤立化を防ぐとともに、互いに支え合いながら安心して暮らせる地域づくりにもつながる。	継続	社会教育課
女性セミナー	女性同士の交流の場を設けることで、仲間づくりの場と なったり、興味に合わせた活動に参加することで生きがい づくりにもつながる。	継続	社会教育課
青少年育成事業 子ども会事業 家庭教育学級事業 少年補導委員会 ジュニアリーダーズクラブ 池田っ子チャレンジ教室事 業	学校・家庭・地域が連携して子どもを見守り、必要な時には手を差し伸べ支援することで、子どもが身近な大人との関わりや信頼関係を築く中で自己肯定感を高め、地域社会の中で心身ともに安心して健やかに成長できるような環境づくりを推進する。	継続	社会教育課
トレーニングルームの利用	利用者同士の交流を促進し、幅広い町民が気軽に利用できる居場所づくりとなり、また、自分に合った運動を行うことで生きがいづくりにもつながる。また、平日の昼間は高齢者の利用も多く、周囲とのつながりをもつ機会ともなり得る。	継続	総合体育館
町民ノルディックウォーキ ング大会の開催	参加者同士がつながりをもつ機会ともなり、ウォーキングを通じて生きがいづくりの創出にもつながる。	継続	総合体育館
図書館の管理	学校に行きづらいと思っている子ども達等、誰でも来所 でき安心して過ごせる場所となり得る。	継続	図書館

## ○地域での見守り・相談体制の強化

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
地区組織、ボランティア団体 等の活動支援	区長や民生児童委員、食生活改善推進員、母子保健推進員等の地区組織やボランティア団体は、日頃から町民と接する機会が多いため、日々の活動の中で町民に寄り添いながら見守り支援を行い、問題を抱えている町民がいれば、関係機関につないだり連携をとりながら支援を行っていく。	継続	総務課 健康福祉課 保健センター 社会福祉協議会

## (5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
子どもの人権 SOS ミニレター	小中学校の児童生徒に、教師や保護者に相談できない悩みを相談できるよう「子どもの人権 SOS ミニレター」を配布し、人権擁護委員や法務局職員が希望する連絡方法で返事をする。必要があれば、学校や関係機関と連携を図りながら問題解決にあたる。	継続	住民課 各小中学校
SOS の出し方教育の推進	児童生徒が様々な困難や問題に直面した時に対処方法を 身につけ、自分を認め、「生きることは価値がある」と思い 自信を持ち生きていけるよう、各学校において SOS の出し 方に関する教育の実施に向けた体制づくりをしていく。	新規	学校教育課 保健センター
学校への専門家派遣	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを 活用し、学校生活やこころの健康に関する相談体制を充実 させる。	継続	学校教育課 各小中学校
いじめ防止対策事業	各学校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発防止を図る。また、いじめを受けている児童生徒が、周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進していく。	継続	学校教育課 各小中学校

## 3. 重点施策

## (1) 高齢者

## ○包括的な支援のための連携推進

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
在宅医療介護連携推進協議会	地域で安心して暮らす上で必要な医療・介護を切れ目なく受けられる体制整備を目指し、医療機関や介護事業所等の関係機関を構成員とする協議会を開催する。会議の中で地域の自殺実態や自殺対策に関する内容を取り入れ、関係者間の認識の共有や理解の促進を図る。	継続	保険年金課 地域包括支援セン ター
ケア会議 介護支援専門員連絡会 保健福祉実務者会議	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い対象者の情報等を把握し共有することで、自殺対策の視点も念頭において、関係者間での連携強化や、地域資源の連動につなげていく。	継続	地域包括支援センター

## ○要介護者とその家族への支援

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
介護申請に関する事務 介護相談	介護は当人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合、心中や自殺リスクへとつながる危険もある。相談を通じて当人や家族が抱える様々な問題を察知し、負担軽減を図るとともに、必要な支援につなげる。	継続	保険年金課 地域包括支援セン ター
在宅介護者の集い	介護従事者が日頃の悩みを共有したり、リフレッシュ、情報交換できる場を設けることで、支援者相互の支え合いを推進する。	継続	社会福祉協議会

## ○高齢者の健康不安・生活不安への支援

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
じんかい処理事業	ごみ出しが困難な高齢者等からの相談に対し、収集運搬許可業者などの戸別訪問による有料のごみ出し支援を紹介する。 独力でのごみ出しが困難となる背景には、孤独・孤立や認知症の疑い、精神疾患等の自殺リスクとなり得る様々な問題が潜んでいる可能性があるため、対象者の自殺リスクに気付き関係部局との連携を図りながら相談支援を行う。	継続	環境課
緊急通報システム設置事業	ひとり暮らし高齢者等の自宅に緊急時に援護を迅速に行 うための安心通報システムを設置し、安心して生活できる 環境づくりをする。	継続	保険年金課

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
養護老人ホームへの入所	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な 高齢者の養護老人ホームへの入所の手続きの窓口となる。 入所手続きの際に、当人や家族等から問題状況等の聞き取 りができれば、必要な支援先につなぐ対応をとる。	継続	保険年金課
高齢者への総合相談事業	総合的に相談を受け、必要な支援を把握するため初期段 階から継続して相談支援を行う。	継続	地域包括支援センター

## ○社会参加強化と孤独・孤立の予防

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
生きがい施策 (高齢者向けクラブへの活動助成)	高齢者同士の仲間づくりの機会をつくり、孤立化を防ぐとともに、活動への参加を通じて生きがいづくりを見いだせるよう、生きがい施策として高齢者向けクラブ活動への助成を行う。	継続	保険年金課
軽スポーツ大会	高齢者同士の仲間づくりの機会となり、軽スポーツを通 じて生きがいづくりや社会参加、健康づくりを促進する。	継続	保険年金課 社会福祉協議会
認知症カフェ	認知症の家族がいる人、認知症に関心のある人、介護従事者等が気軽に集まれる場を設けることで、気分転換や情報 交換ができる機会を提供する。	継続	地域包括支援センター
介護予防教室	各種介護予防教室への参加を通じ、身体機能や脳の活性 化を図るとともに、参加者同士の交流でつながりを促進し、 孤立化を防ぐ。また、教室での講義の内容に高齢者のうつ、 こころの健康に関する内容を取り入れることで普及啓発を 図る。	継続	地域包括支援センター社会福祉協議会
認知症サポーター養成事業	認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族 を支援する認知症サポーターを養成し、安心して暮らせる 地域づくりを推進する。	継続	地域包括支援セン ター 社会福祉協議会
ふれあいいきいきサロン事 業	各区の公民館等を利用して実施し、参加者同士の交流で つながりを促進して、孤立化や閉じこもりを防ぐ。	継続	社会福祉協議会
安心見守りネットワーク推 進事業	民生児童委員と福祉委員が中心となった訪問により、支援が必要と思われる人は、地域見守り名簿(友愛ふれあいカード)を作成し見守りや訪問等につなげる。	継続	社会福祉協議会
食事サービス事業 (まごころ 弁当)	独居高齢者・障がい者等世帯を訪問し、配食を提供すると ともに、安否確認することにより、自立した生活の支援及び 孤独感の解消を図る。	継続	社会福祉協議会

## (2) 生活困窮者

事業名	取組内容	事業区分	担当課・団体
	各種税金や保険料、水道料、町営住宅家賃等の支払いが困		税務課・健康福祉
各種納付相談	難である人の生活状況等を聞き取り、納付方法の相談に応	継続	課・保険年金課・建
	じるとともに、必要に応じて適切な相談先へとつなぐ。		設課・水道課
   生活保護施行に関する事務	生活保護受給者や相談者が抱える問題を把握し、必要に	継続	健康福祉課
生活体護施行に関する事務	応じて適切な支援先へとつなぐ。	<b>邓</b> <u>本</u> 邦元	
生活困窮者自立支援事業 (相談窓口)	生活保護にいたる前の早期の段階から、相談支援、住居確保給付金の支給、就労準備支援、一時生活支援事業(住居喪失者に一定期間、衣食住等の支援提供)等の対象者一人ひとりの状況に応じた支援を実施する。	継続	健康福祉課社会福祉協議会
生活福祉資金貸付事業	町民の生活の安定のため、差し迫って必要とする生活資金を、迅速かつ低利で貸し付け、生活を経済的に支える。困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、必要に応じて適切な支援先へとつなぐ。	継続	社会福祉協議会

## (3) 勤務・経営

事業名	取組内容	事業区分	担当課·団体
生活安定対策事業(若年者の 就労相談	若年者の就労に関する相談窓口となり、就労支援を実施する。就労に関わる問題のみならず、心の悩み等を抱えている場合には必要に応じて適切な支援先へとつなぐ。	継続	産業課
商工相談(専門家の派遣)	商工会より経営アドバイザーを派遣し、小規模事業者等 の様々な経営課題に関するアドバイスを継続して行い、事 業者の経営力向上を図る。	継続	産業課

## 4. 生きる支援関連施策(所属別)

事業名 (事業概要)	自殺対策の視点を加えた事業内容	事業区分	担当課・団体
防災対策事業 関係機関と密接な連絡を とり、効果的に事業を行い、 防災対策を推進する。	自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災者 の心のケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上の不安や 悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの 連携強化等の必要性が謳われている。災害発生時において は、被災者のメンタルヘルス対策を推進していく。	継続	総務課
交通安全対策に関する事務	交通事故等に関する相談があれば、窓口を紹介すること で問題解決のきっかけとなり得る。	継続	企画課
保護司会活動補助事業 地域の保護司会の健全な 運営のため、各保護司会に補 助金を支給。	犯罪や非行に走る人の中には、日常生活上の問題や、家庭や学校の人間関係にトラブルを抱えており、自殺のリスクが高い人も少なくない。対象者が様々な問題を抱えている場合には、適切な支援先へとつなぐ。	継続	住民課
DV 等被害者保護のための支援措置 DV 等の加害者が住民票の 写し等の交付制度を不当に 利用し、被害者の住所の探索 を防止する。	DV 被害者は一般的に自殺リスクの高い人が少なくないため、必要に応じて適切な関係機関につなぐ等の対応をとる。	継続	住民課
児童虐待の対応	児童虐待は家庭が困難であることを示す1つのシグナルでもあるため、児童虐待に関する相談窓口を設置することで、保護者への支援を行い問題の深刻化を防ぎ自殺リスクの軽減を図る。	継続	健康福祉課
子育て支援短期利用事業	保護者の疾病、その他の理由により家庭において、児童の養育が一時的に困難となった場合、一時的に児童養護施設等にて養育する。利用時に家庭の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を行うための契機となり得る。	継続	健康福祉課
養育支援訪問事業	支援が必要な家庭に対し、訪問支援員を派遣し適切な支援を実施することで、育児負担や悩みの軽減を図り、自殺リスクを軽減させる。	継続	健康福祉課 保健センター
一時的保育事業	保護者の就労・疾病等で乳幼児の養育ができない場合に 一時預かりを行い、保護者の負担軽減を図る。また、家庭の		健康福祉課 各保育園
コミュニティママ子育でサポート事業 病児・病後児保育事業	状況を把握する機会ともなり、問題を抱えている場合は、必要な支援先につなぐ。	継続	社会福祉協議会
保育の実施 ・保育、育児相談の実施 ・家庭保育が困難な乳幼児の 保育に関する相談	課程の状況を把握し、自殺リスクの高い保護者がいた場合には、適切な支援先へとつなぐ。	継続	健康福祉課 各保育園
保育料等納入促進事業	保育料を滞納している保護者の中で、生活面で深刻な問題を抱えている可能性がある場合、関係機関へつなぐ等の対応をとる。	継続	健康福祉課
ことばの教室 (児童発達支援 事業所)	発達に悩みがある、または支援が必要な子の支援や相談を行うことで、母親の負担や不安感を軽減する。また、必要に応じて関係機関につないだり連携して支援していく。	継続	健康福祉課 ことばの教室

事業名 (事業概要)	自殺対策の視点を加えた事業内容	事業区分	担当課・団体
学童保育事業(放課後等児童			
健全育成事業)	学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機		
就業等により昼間保護者	会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接	継続	健康福祉課
のいない家庭の小学校児童	点になり得る。問題を抱えている保護者や子どもがいた場	предус	(是) 水田   山   小
を放課後及び長期休業中に	合には、必要な機関へつなぐ。		
放課後児童クラブで預かる。			
児童扶養手当支給事務	家族との離別・死別の経験は、自殺リスクを高める要因と		
	もなり得るため、問題を抱えている対象者がいた場合は関	継続	健康福祉課
	係機関につなぐ機会となる。		
母子・父子家庭医療費助成事	ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであ		
務	る等、自殺につながる問題要因を抱え込みやすいため、問題	継続	健康福祉課
	を抱えている対象者がいた場合は関係機関につなぐ機会と		
2 白陸中老婦女子以十公市	なる。		
心身障害者福祉手当支給事	手当支給に際して、当事者や家族等と対面する機会を利用し、問題な物をプレス場合は日間なり、日間なり、アルス場合は日間なり、アロスは	ψην ψ±:	ははなります。
務	用し、問題を抱えている場合は早期発見・早期対応への接点	継続	健康福祉課
<u></u> 障がい者の訓練等給付に関	となり得る。 障がい者の抱える様々な問題に気付き、適切な支援先へ		
障がいるの訓練寺和刊に関する事務	PM 14 0 個人の様々な问題に対ける、適切な文後元へ   とつなげる上での最初の窓口となり得る。	継続	健康福祉課
	障がい者相互や地域、ボランティア等と交流できる場を		
動会開催事業	提供することで、居場所づくりや生きがいづくりにつなが	継続	健康福祉課
<b>参わりにず</b> 不	一、佐田子ることで、石物のプライサイエさかいフィザにフなが	летлуц	社会福祉協議会
障がい者虐待の対応	- 『こ。   虐待対応を糸口に、当人や家族等を支援していくことで、		
144% 4 - 14 /E 14 4 2 / 14 / 16 / 16 / 16 / 16 / 16 / 16 / 16	背景にある様々な問題を察知し、適切な支援先へとつない	継続	健康福祉課
	でいく接点ともなり得る。	/152//90	VEAN III III III
地域福祉推進事業	地域包括ケアと自殺対策との連動は今後の重要課題とも		
	なっており、地域福祉ネットワークや会議体はその連動を		
	進める上での要となり得る。		
	地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収	ψην ψ <del>+</del> ÷	/ <del>//                                    </del>
	集ならびに関係者間での情報等の共有を図ることで、両施	継続	健康福祉課
	策のスムーズな連動を図ることもできる。		
	また、相談活動や見守り活動は、地域において自殺リスク		
	を抱えた対象者の早期発見と支援にもなり得る。		
障がい福祉計画策定等管理	障害者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検		
事業	討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図	継続	健康福祉課
	ることができる。		
地域自立支援協議会の開催	医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワ		
I	ークは、自殺対策(生きることの包括的支援)を展開する上		
I	での基盤ともなり得る。	and a fa	64 -4-1-1 1
I	協議会の中での議題の1つとして、地域の自殺実態や自	継続	健康福祉課
I	一般対策に関する内容を取り上げることで、様々な機関の連 ************************************		
	携強化や対象者への包括的なサービスの提供等につなげら		
佐山  麻津の止やロュージノ   10	れる可能性がある。		
<b>権利擁護の仕組みづくり</b> ・福祉サービス等の相談受付	判断能力に不安を抱える人の中には、精神疾患や知的障がい策を方し、自然のリスクが良い人は含まれる可能性が		
	がい等を有し、自殺のリスクが高い人も含まれる可能性がある。 東業の中で当東老上接触する機会があれば、自乳のリ	<b>公</b> 峰 公丰	健康福祉課
<ul><li>・成年後見人制度利用者の相談等</li></ul>	ある。事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリ   スクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機	継続	保険年金課
版 寸	ヘクが高い人の情報をヤヤッケし、又仮につなくための機   会、接点となりうる。		
#定・一般不妊治療費助成事	A 18mになり 100		
業	   不妊に関する悩みや経済的負担は、自殺に至る要因にも		
特定・一般不妊治療に係る	なり得る。助成の相談や申請の機会は、自殺リスクのある層	継続	保健センター
費用の一部を助成し、経済的	との接触機会として活用し得る。	/174/176	PRIVE - V
負担を軽減する。	C - MAINA C O CIA/A O N O N		
はじめの一歩パパ・ママの	妊娠中の悩みや不安の軽減を図るとともに、状況把握に		
会(両親学級)	努め、支援が必要な対象者がいた場合には、関係機関につな	継続	保健センター
CLANE 1 WAY	いだり連携を図りながら支援を実施する。	775//26	PI-VC G + /
	ヾにノ足跡で囚ソなどリス返し大肥リる。	l	<u> </u>

事業名 (事業概要)	自殺対策の視点を加えた事業内容	事業区分	担当課・団体
妊婦相談・母子健康手帳交付	母子健康手帳交付時に、妊娠期から出産後の相談に応じるとともに、必要な情報提供や保健指導を実施することで、不安感の軽減を図る。支援が必要な対象者がいた場合には、関係機関につないだり連携を図りながら支援を実施する。また、妊娠中・産後のメンタルへルスに関することや相談窓	継続	保健センター
こんにちは赤ちゃん訪問事業	口を掲載したリーフレットを配付し周知を行う。 母子保健推進員が生後2~3か月児の家庭を全戸訪問し、育児相談や子育てに関する情報提供をすることで、育児不安の軽減を図るとともに、養育環境を把握し、支援が必要な対象者がいた場合には、適切な支援先へとつなぐ。また、産後のメンタルヘルスに関することや相談窓口を掲載した	継続	保健センター
乳幼児健康診査 (3~4か月児健診、10か 月児健診、1歳6か月児健 診、3歳児健診)	リーフレットを配付し周知を行う。 子どもが将来、自分を認め、「生きることは価値がある」 と思い自信を持ち生きていくためには、乳幼児期からの家 庭内での保護者との関わりが重要となる。子どもが家庭の 中で、子どもの頃から愛情を受けて育ったと感じ、自己肯定 感を育んでいけるよう、乳幼児健診の機会に個別相談や啓 発活動等の総合的な取組を行う。 また、育児相談や保健指導を実施することで、保護者の育 児負担の軽減を図るとともに、家庭の生活状況や抱える問 題等の把握をし、支援が必要な対象者がいた場合には、関係 機関につないだり連携を図りながら支援を実施する。	継続	保健センター
うさちゃんひろば (発達支援教室)	発達に悩みがある、または支援が必要な幼児に、親子遊びを通して子どもとの関わり方を学び家庭で実践できるよう支援し、専門家が相談に応じることで、保護者の負担や不安感を軽減する。また、必要に応じて関係機関につないだり連携を図りながら支援を実施する。	継続	保健センター
保健師による訪問・電話指導 健診、相談等や他機関から 要請があり訪問・電話支援が 必要と思われる対象者に対 して、適切な支援を行う。	訪問・電話指導を通じて対象者が抱えている問題を把握し、必要な助言を行うとともに、関係機関につないだり連携を図りながら支援を実施する。	継続	保健センター
特定健診・特定保健指導 30歳代健診・結果説明会	特定保健指導、30歳代健診結果説明会の際の生活習慣振り返りアンケートにこころの健康に関する項目を追加し、問題に関する詳しい聞き取りを行ったり、必要に応じて関係機関につないだり連携を図りながら支援を実施する。また、健康問題からくる不安や悩みに対する相談を行い、問題解決のきっかけづくりとする。	継続	保健センター
国民年金受付業務	年金の支払いを期限までに行えない町民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的支援」のきっかけと捉え、様々な支援へとつなげる。	継続	保険年金課
<b>葬祭費</b> ・国民健康保険被保険者の死亡に対し、一時金を支給。・後期高齢者医療被保険者の葬祭費の受付業務を実施。	葬祭費の申請を行う人の中には、大切な人との死別のみならず、費用の支払いや死後の手続き面などで様々な問題を抱えて、自殺リスクの高まっている人もいる可能性がある。そのため抱えている問題に応じて、そうした人を支援機関へとつなぐ機会として活用し得る。	継続	保険年金課
地域包括ケア 誰もが住み慣れた地域で 安心して自分らしい暮らし を続けられるよう「住まい・ 医療・介護・介護予防・生活 支援」を地域で一体的に提供 する地域包括ケアシステム の拠点を設置する。(一部 業は社会福祉協議会委託)	地域包括ケアシステムの拠点は、地域包括ケアと自殺対策との連動を進める上での中心的役割を担いうる。 拠点における種々の活動を通じて、地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備するだけでなく、町民同士の支え合いや助け合いの力の醸成にもつながり、それは自殺対策(生きることの包括的支援)にもなり得る。	継続	地域包括支援センター

事業名(事業概要)	自殺対策の視点を加えた事業内容	事業区分	担当課・団体
空家等対策事業	空家等の所有者を対象に様々な相談に対応することで、		
空家等に関する相談や助	空家を所有する将来の不安等の精神的ストレス軽減につな		
言等の実施、空家等適性管理	げる。また、住宅に困窮する低所得者に対して、低家賃で賃	継続	建設課
の促進に関する計画策定を	貸する空家を紹介することで、生活の安定と社会福祉の増		
する。	進を図る。		
土木管理に関する事務	通報・苦情対応等で巡回した際、ハイリスク者を把握する		
道路及び河川使用の適正	機会ともなり、自殺事案の発生を未然に防ぐ手立てともな	継続	建設課
化指導に関する事務。	り得る。		
消費生活対策事務	消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクが高まっ		
•消費者相談、情報提供	ている可能性もある。相談者があった場合、必要な相談窓口	継続	産業課
・消費者教育、啓発	へとつなげる。自殺リスクの高い生産者から相談を受けた		
・消費者団体活動支援 農協農業アドバイザー紹介	場合、適切な相談窓口へとつなぐ。		
展協展来ノトハイザー紹介   事業			
<b>→来</b> 農協農業アドバイザーが	   自殺リスクの高い生産者から相談を受けた場合、適切な		
生産から流通・加工までの幅	日秋リヘクの同い生産自然的性敵を支げた場合、適切な   相談窓口へとつなぐ。	継続	産業課
広い視点から指導助言を行	1日映心口・こうなく。		
う。			
	□ 過重労働や長時間労働等の労働に関する問題に対応を行		
N SAM TRINGING TO A	う機関の情報等を掲載することで、それらの問題を抱え自		
	殺リスクが高まっている労働者が様々な支援先へつながる	継続	産業課
	きっかけともなる。		
地域産業の育成・発展(経営	商工会と連携し、経営者支援セミナーや、中小企業経営基		
者支援セミナー等)	盤強化事業の実施等を行う。セミナーにおいて、自殺対策に	ψην ψ <del>+</del> ÷	소 개K ===
	関連する内容を取り入れることで、経営者に健康管理の必	継続	産業課
	要性を訴える機会とし得る。		
中小企業資金融資	融資の機会を通じ、企業の経営状況を把握するとともに、		
	経営難に陥り自殺リスクの高まっている経営者の情報をキ	継続	産業課
	ャッチし、適切な支援先へとつなげる。		
新規就農総合支援事業	新規に就農しているため、経営状態に問題を抱えていた		
事前面談により取組状況	場合、複数の関係機関(町・県・農協)が情報を共有し、具	継続	産業課
の確認や指導をし、適正であ	体的な解決策を提案する等、自殺防止のための支援をする	/152//90	上水椒
あれば補助金を交付する。	ことができる。		
地区祭りの開催	地域でのつながりやネットワーク強化を図り、孤立化を	Able 6-	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
公民館単位地区で祭りを	防ぐとともに安心して生活できる地域づくりを促進する。	継続	産業課
開催するための補助を実施。			
<b>自然保護パトロール</b> 区長等のメンバーで年 1	見回りの際、ハイリスク者を把握する機会ともなり、自殺	   継続	産業課
回巡回を実施。	事案の発生を未然に防ぐ手立てともなり得る。	<b>州</b> 全形辽	<b>庄</b> 天味
水道料金徴収業務	水道料金の滞納者の中で、生活面等で深刻な問題を抱え		
700世代   近天(700世)	ている可能性がある場合、関係機関へつなぐ等の対応をと	継続	水道課
	る。	7757776	/1.V= N/L
学校評議員制度			
学校長の経営・教育方針に	児童生徒の近況報告を行うことにより、問題を抱えた子	ýhi ó±	₩ <del>**</del>
ついて評議員に説明し、意見	ども又は保護者の見守りができる。	継続	学校教育課
を交換する。			
就学支援委員会・いちご教育			
相談			
保育園、幼稚園、小学校、			
中学校間で連携し、スムーズ	保育園、幼稚園、小学校、中学校間で、児童生徒の家族の		
な移行を図るとともに、希望	状況等も含めて情報を共有できれば、自殺のリスクを抱え	継続	学校教育課
や目標をもって各学校に入	る家庭を包括的・継続的に支援することができる。		
学し、それぞれの学校生活に			
スムーズに移行できるよう			
指導・助言する。			

事業名 (事業概要)	自殺対策の視点を加えた事業内容	事業区分	担当課・団体
奨学金に関する事務	就学の際、経済的困難を抱えている児童生徒は、その他に		
	も様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えて		
	いる可能性が考えられる。費用補助の際、保護者と応対する	継続	学校教育課
	際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスク	小压的L	子仅软有味
	の早期発見と対応に加えて、相談先一覧等のリーフレット		
	の配布等を通じた情報提供の機会にもなり得る。		
被災児童生徒就学援助事業	援助提供時に保護者と相対する機会があれば、保護者の		
被災の理由により就学が	抱えている問題や生活状況等を把握するとともに、自殺の	継続	学校教育課
困難な児童生徒に対し、学用	リスクを早期に発見し、問題状況に応じて他の支援先へつ	/152//90	1 1242 1416
品費や給食費を援助する。	なぐなどの支援の接点になり得る。		
教職員への支援			
○池田町教育センター事業	学校職員(支援者)の健康管理等を通じて、支援者に対す	AND A I	No. 1 to bet also are
○安全衛生管理事業	る支援の充実を図ることができる。	継続	学校教育課
〇ストレスチェック事業	2.7		
○多忙化解消事業	## [B ch 75] [L ch 2 ) 7 10 12 12 12 12 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13		
キャリア教育	職場実習体験を通じて、様々な世代とのコミュニケーシンです。またない、熱地は大きない。		₩±±±==
職場実習体験を通じ、望ま	ョン能力を身につけたり、就業時に直面し得る様々な勤労	継続	学校教育課
しい勤労観、職業観を育て	問題についても学ぶことができれば、将来、問題を抱えた際の対処は第5月10日によると学ぶことができる。		中学校 
る。 DTA 光動協助	の対処法等を早い段階から学ぶことができる。 セミナーや研修会等で自殺問題について講演することに		
PTA 活動補助			
	より、保護者の間で、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高めることができる。役員会の場で相談先の情報等を		   学校教育課
	力を高めることができる。役員去の場で相談元の情報寺をあわせて提供することで、子どもへの情報周知のみならず、	継続	子校教育課
	のかせく近路することで、丁とも、い情報周知のみならず、 保護者自身が問題を抱えた際の相談先の情報提供の機会と		台小中子仪 
	保護自日分が问题を他えた原の相談元の情報旋浜の機会とすることができる。		
   学校ボランティア支援事業	9 3 - 2 13 ( 2 3 )		
学校が実施する様々な授	子ども達が様々な知識や技能を持つ地域の人々と接した		   学校教育課
業へのボランティア参加に	り、日常生活・学校生活と違った体験をする機会となり、視	継続	各小中学校
対する支援を実施。	野を広げたり学びの充実を図ることができる。		
児童生徒無記名アンケート	客観的指標として調査結果を活用することにより、児童		
事業	生徒のメンタルヘルスの状態や、学級の状況等を把握する		学校教育課
児童・生徒の心理面や学級	とともに、必要時には適切な支援につなげる等の支援への	継続	各小中学校
集団を客観的に把握。	接点、参考情報になり得る。		
生活指導・健全育成(教職員	問題行動を起こす児童生徒の中には、様々な困難を抱え、		
向け研修等)	自殺リスクの高い子どもがいる可能性もある。教職員向け		
問題行動の未然防止を含	研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供するこ		ν. <del>                                     </del>
めた児童・生徒の健全育成の	とにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援	継続	学校教育課
ために、研修体制を充実させ	について、理解を深めてもらう機会となり得る。研修でリー		各小中学校
る。	フレットを配布することにより、児童生徒向けの支援策の		
	周知を図ることもできる。		
生活指導・健全育成	保護者に対して、子育てをはじめとする様々な相談に応		
	じることで、家庭の直面している問題に早期に気づき、適切	継続	学校教育課
	な関係機関につなげるなど、必要な支援への窓口となり得	تاريمون	各小中学校
The State of At-L-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	<u> నం</u>		
不登校児童生徒支援事業			
・不登校児童生徒を対象に適			
応指導教室を設置。	て登林旧会生はの原業者がと 中歌のようと担人に、 や送		<b>公</b> 大 <u></u>
・不登校児童生徒の集団再適	不登校児童生徒の保護者から相談のあった場合に、指導	継続	学校教育課
応、自立を援助する学習・生 活指導等の実施。	員が必要に応じて適切な機関へつなぐ等の支援を行う。		各小中学校
活指導等の美施。   ・不登校児童生徒の保護者に			
対する相談活動の実施。			
対 9 の相談活動の美施。   男女共同参画推進事業	各種啓発イベントや講座において、自殺対策に関連する		
刀外犬	日本をはいる。	継続	社会教育課
	」 / / / / I と映画 / ひこし 、 『」 ( `V/目及位定と図る。	1	1

事業名(事業概要)	自殺対策の視点を加えた事業内容	事業区分	担当課·団体
ジュニアスポーツクラブ指 導者委嘱 ジュニアスポーツクラブ 指導者を委嘱し、中学校の部 活動を支援する。	多忙な教員にとって部活動の監督指導は少なからず負担となっている側面がある。ジュニアスポーツクラブ指導者を委嘱することにより、町民と連携・協力しジュニアスポーツクラブを実施することで教員に対する支援を強化し得る。また、生徒にとっては身近な相談者ともなり得る。	継続	総合体育館
放課後等デイサービス とらいあんぐる 障がい児を放課後、長期休 暇中に預かる。	保護者への介護負担を軽減を図りながら、障がい児の療育支援を行う。	継続	社会福祉協議会
障害福祉サービス事業所 ふれ愛の家の運営 ・生活介護 ・就労継続支援B型 精神・知的・身体障がい者 を受け入れる。	ふれ愛の家通所により障がい者の日常生活能力の維持向 上を目指し、社会性を高め、一般就労を視野とする支援を行 う。	継続	社会福祉協議会

## 第4章 自殺対策の推進体制等

## 1. 池田町いのち支える自殺対策推進本部・幹事会

池田町役場内において、町長をトップとし自殺対策関係部局で構成する庁内組織であり、緊密な連携と協力により全庁を挙げて自殺対策を総合的に推進します。

## 池田町いのち支える自殺対策推進本部・幹事会

- ・本部長・・・町長
- ・副本部長・・・副町長
- ・本部員・・・教育長、各部長

 $\downarrow$ 

本部には、所掌事務の専門的な検討及び調査を行うため幹事会を置き、各課長が幹事となる。

## 2. 池田町いのち支える自殺対策ネットワーク会議

池田町いのち支える自殺対策ネットワーク会議を設置し、関係機関及び各種団体等と連携することで、 生きるための包括的な支援を推進します。

## 池田町いのち支える自殺対策ネットワーク会議委員

- · 医療 · 福祉 · 保健機関
- ・町民の代表
- 教育機関
- 商工労働関係
- ・警察・消防
- ・民間団体
- ・その他団体

## 3. 計画の進行管理

この計画の取組状況については、事務局である保健センターにおいて把握し、実施状況を評価しながら 計画の適切な進行管理に努めます。

## 資料編

## 1. 自殺対策基本法

自殺対策基本法 (平成十八年法律第八十五号)

目次

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等(第十二条-第十四条)

第三章 基本的施策 (第十五条—第二十二条)

第四章 自殺総合対策会議等(第二十三条—第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

## (基本理念)

- 第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。
- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に 実施されなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

- 第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

#### (事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の 心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう 努めるものとする。

#### (国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### (自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

- 第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。
- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

## (関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

## (名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活 の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

#### (法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

#### (都道府県自殺対策計画等)

- 第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自 殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとす る。
- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の 区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるも のとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に 係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓 発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修 の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学 及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、 当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生き ていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた 場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生 徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

#### (医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

#### (自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生 を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

#### (自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切 な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

## (自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な 心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとす る。

#### (民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 第四章 自殺総合対策会議等

#### (設置及び所掌事務)

- 第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。
- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
  - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

#### (会議の組織等)

- 第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定 する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

#### (必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図る ものとする。

#### 附則抄

(施行期日)

第一条この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成二七年九月一一日法律第六六号)抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 附則第七条の規定公布の日

#### (自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

#### (政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二八年三月三〇日法律第一一号)抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

# 「自殺総合対策大綱」(概要)<sub>※下線は旧大網からの主な変更箇所</sub>

## 平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

### 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、 「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自 **殺リスクを低下**させる

阻害要因:過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等 促進要因:自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

## 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ 続いている
- 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて 推進する

## 第3 自殺総合対策の基本方針

- 1. 生きることの包括的な支援として推進する
- 2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4. 実践と啓発を両輪として推進する
- 5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明 確化し、その連携・協働を推進する

## 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

- 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
- 2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
- 4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- ここの健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
- 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 遺された人への支援を充実する
- 10. 民間団体との連携を強化する
- 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

#### 第5 自殺対策の数値目標

▶ 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、 自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少 (平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、 加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

#### 第6 推進体制等

- 国における推進体制
- 2. 地域における計画的な自殺対策の推進
- 3. 施策の評価及び管理
- 4. 大綱の見直し

# 自殺総合対策における当面の重点施策(ポイント)

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が 求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み〈例:よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度〉

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

## 的な取組への支援を 強化する

・地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政 第パッケージの作成 ・地域自殺対策計画の策 定ガイドラインの作成 ・地域自殺対策推進センタ

<u>−への支援</u>
・自殺対策の専任職員の
配置・専任部署の設置

## 2.国民一人ひとりの 気づきと見守りを促 ₫

- 自殺予防週間と自殺対 策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に 資する教育の実施 (SOSの出し方に関する 教育の推進)
- に関する正しい知識の普
- うつ病等についての普及

# 進に資する調査研究 等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策 查研究・検証・成果活用 (革新的自殺研究推進プ
- ログラム) ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供・子ども・若者の自殺調査
- 死因究明制度との連動 ・オンサイト施設の形成等
- により自殺対策の関連情 報を安全に集積・整理・

# 4.自殺対策に係る人 材の確保、養成及び 資質の向上を図る

- ・医療等に関する専門家な どを養成する大学や専修 学校等と連携した自殺対 服教育の推進
- 自殺対策の連携調整を 担う人材の養成
- ・かかりつけ医の資質向上・教職員に対する普及啓発
- ・地域保健・産業保健スタ ッフの資質向上 ゲートキーパーの養成
- 家族や知人等を含めた支 握者への支援

# 5.心の健康を支援す る環境の整備と心の 健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘル
- 地域における心の健康づ
- くり推進体制の整備 ・学校における心の健康づ
- くり推進体制の整備 大規模災害における被災
- 者の心のケア、生活再建 等の推進

#### 6.適切な精神保健医 療福祉サードスを受 けられるようにする

## ·精神科医療、保健、福祉 等の連動性の向上、専門 職の配置・精神保健医療福祉サード

スを担う人材の養成等

うつ病、統合失調症、アル コール依存症、ギャンブル 依存症等のハイリスク者

#### 7.社会全体の自殺リ スクを低下させる

·ICT(インターネットや SNS等)の活用 ·()杏(甘)、児童虐待、什么罪·

- 付着力の物画者、生活国家 者、ひとり観察路、性的マイノ リティン対する支援の充実 ・妊産婦への支援の充実 ・相談の多様な手段の確 保、アウトリーチの強化
- 関係機関等の連携に必要な情報共有の周知・自殺対策に資する周場所 づくりの推進

## 8.自殺未遂者の再度 の自殺企図を防ぐ

- ・地域の自殺未遂者支援 の拠点機能を担う医療
- 機関の整備・医療と地域の連携推進に よる包括的な未遂者支
- ・居場所づくりとの連動によ
- 家族等の身近な支援者 に対する支援
- ·学校、職場等での事後対 応の促進

#### 9.遺された人への支 援を充実する

- 遺族の自助グループ等の
- 学校、職場等での事後対 応の促進
- ・遺族等の総合的な支援 ニーズに対する情報提供 の推進等
- 遺族等に対応する公的機 関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援

# 10.民間団体との連 携を強化する

- 民間団体の人材育成に 対する支援
- 地域における連携体制の 確立 ・民間団体の相談事業に
- 対する支援 民間団体の先駆的・試行
- における取組に対する支

## 11.子ども・若者の自 殺対策を更に推進す

- ・いじめを苦にした子どもの 自殺の予防
- ・学生・生徒への支援充実 ·SOSの出し方に関する教 育の推進
- 子どもへの支援の充実 若者への支援の充事 ・若者の特性に応じた支援

#### 12.勤務問題による 自殺対策を更に推進 する

長時間労働の是正 職場におけるメンタルヘル ス対策の推進 ・ハラスメント防止対策

・知人等への支援

## 3. 池田町いのち支える自殺対策計画 策定経過

期日	項目	内容等
		・自殺対策計画策定にかかる概要について
平成30年8月1日	第1回池田町いのち支える	・池田町の自殺実態について
	自殺対策推進本部幹事会	・計画策定スケジュールについて
		・事業棚卸し作業について
平成30年8月	   事業の棚卸し実施	・庁内の事業の中で、自殺対策事業と関連
十成50十071	事未り伽即 し犬旭	する事業の洗い出しを実施
		・委嘱状交付
平成30年9月20日	第1回池田町いのち支える	・自殺対策計画策定にかかる概要について
平成30年9月20日	自殺対策ネットワーク会議	・池田町の自殺実態について
		・計画策定スケジュールについて
T-100 T 10 T 11 T	古光の細ケルのレフリンド	・事業の棚卸し結果について、各担当課、団
平成30年10月~11月	事業の棚卸しのヒアリング	体と協議を実施
T-100F10F14F	第2回池田町いのち支える	・(仮称) 池田町いのち支える自殺対策計画
平成30年12月14日	自殺対策推進本部幹事会	骨子(案)について
	<b>然の同連用用いのも士さ</b> え	・(仮称)池田町いのち支える自殺対策計画
平成31年1月10日	第2回池田町いのち支える	骨子(案)について
	自殺対策ネットワーク会議	・計画名称について
T. Do a Fra II o o II		・期間中、保健センター及び町ホームペー
平成31年1月22日~	パブリックコメントの実施 ジにおいて計画(素案)を公	ジにおいて計画(素案)を公表
2月5日	及び結果	・ご意見はありませんでした
	<b>然の日沙川田町、のナナンフ</b>	・パブリックコメント結果について
平成31年2月15日	第3回池田町いのち支える	・池田町いのち支える自殺対策計画(案)に
	自殺対策推進本部幹事会	ついて
		・パブリックコメント結果について
亚代 2.1 左 2 日 1.4 日	第3回池田町いのち支える	・池田町いのち支える自殺対策計画(案)に
平成31年3月14日	自殺対策ネットワーク会議	ついて
		・町長への答申

## 4. 池田町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、池田町いのち支える自殺対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。
  - (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
  - (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
  - (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
  - (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
  - (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

- 第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。
- 2 本部は、本部員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 本部員は、本部長の許可を受け、本部員以外の者を代理出席させることができる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 本部の議事は、出席した本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(幹事会)

- 第6条 本部に、所掌事務の専門的な検討及び調査を行わせるため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は民生部長をもって充て、副幹事長は保険年金課長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる課長及び課長が指名する職員をもって充てる。
- 5 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、これを主宰する。
- 8 幹事長は、幹事会における検討及び調査の進捗状況を本部長に報告するものとする。 (庶務)
- 第7条 本部及び幹事会の庶務は、保健センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

## 別表第1

教育長、総務部長、民生部長、総括部長、建設部長、水道部長、教育委員会事務局長

## 別表第2

総務部長、民生部長、総括部長、建設部長、水道部長、教育委員会事務局長、総務課長、企画課長、税務課長、住民課長、環境課長、健康福祉課長、保険年金課長、建設課長、産業課長、池田温泉総支配人、水道課長、学校教育課長、社会教育課長、総合体育館長、図書館長、保健センター所長

## 5. 池田町いのち支える自殺対策ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、各種団体と連携し、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、池田町いのち支える自殺対策ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という。)を置く。

(協議事項)

- 第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。
  - (1) 自殺対策のための連携強化及び情報交換に関すること。
  - (2) 自殺対策の推進に関すること。
  - (3) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

- 第3条 ネットワーク会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は議長をもって充て、副会長は医師会代表をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる機関及び団体(以下「団体等」という。)の代表者又は団体等から推薦された者 をもって充てる。
  - (1) 医療・福祉・保健機関
  - (2) 町民の代表
  - (3) 教育機関
  - (4) 商工労働機関
  - (5) 警察・消防
  - (6) 民間団体
  - (7) その他の団体

(会長及び副会長の職務)

- 第4条 会長はネットワーク会議を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。 (任期)
- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会議)
- 第6条 ネットワーク会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 ネットワーク会議の庶務は、保健センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

## 池田町いのち支える自殺対策ネットワーク会議委員名簿

(敬称略)

職名等	氏名	備考
池田町医師会代表	今村 寧	副会長
池田町歯科医師会代表	島村 憲優	
池田町薬剤師代表	竹中 一美	
池田町議会議長	岩谷 真海	会長
池田町区長連合会長	川瀬 勲	
池田町民生児童委員協議会長	竹中 行雄	
揖斐県事務所 福祉課長	度会 まり子	
西濃子ども相談センター所長	安藤 宣幸	
西濃保健所 健康増進課長	西松 浩	
池田町教育委員会教育長	国枝 磨須美	
南部校長会長(養基小学校長)	西川 敏克	
池田町商工会長	松岡 政美	
揖斐警察署 池田警部補交番長	小寺 正和	H31.3.5 より 上田 智之
大垣消防組合 北部消防署長	岩田 浩佳	
池田町社会福祉協議会事務局長	坪井 一雄	
池田町シニアクラブ会長	成瀬 武利	
池田町人権擁護委員協議会代表	小川 浩司	

## 【事務局】

職名等	氏名	
池田町役場民生部長	野村 政光	
池田町役場民生部保健センター所長	小川 祐貴子	
池田町役場民生部保健センター保健指導係長	森 亜紀	
池田町役場民生部保健センター保健師	稲川 友栄	

## 池田町いのち支える自殺対策計画

策定 平成31年3月

発行/池田町

編集/民生部 保健センター

〒503-2417 岐阜県揖斐郡池田町本郷1628番地の2

電話 (0585) 45-3191

FAX (0585) 45-8688